

特定非営利活動法人 女性福祉センター
会 員 規 約

2019年6月 改定

第1条 (目的)

本規約は、特定非営利活動法人 女性福祉センター（以下「当NPO法人」という）の会員資格等を定めることを目的とする。

第2条 (会員種別)

会員とは、本規約を承認し、入会申込書により当NPO法人への入会を申し込み、理事長が承認した個人及び団体とする。

当NPO法人の会員は、次の3種とし、推進会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 推進会員 当NPO法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人。
- (2) 賛助会員 当NPO法人の目的に賛同して入会し、活動を支援する法人又は個人。

第3条 (入会の申込)

会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を、理事長に提出するものとする。

第4条 (入会の承認)

理事長は次の事由がある場合は入会の承認を行わない場合がある。

- (1) 過去に会員資格を取り消された者からの申込があった場合。
- (2) 入会申込にあたり記入した内容に虚偽の記載があった場合。
- (3) 正会員の申込については、入会の承認を行わない正当な理由がある場合。

第5条 (会費及び払込方法)

当NPO法人の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 推進会員 年会費 一口 10,000円 (一口以上)
- (2) 賛助会員 年会費 一口 5,000円 (一口以上)

入会を認められた申込者全員に入会承認通知証及び年会費請求書を送付する。

年会費の1年とは毎年4月1日より翌年の3月30日までとする。会員資格取得年は、取得月より次の3月30日までとする。

年会費の払込は一括払いのみとし、請求書受取後、指定の口座への入金とする。

第6条 (会員資格)

入会を申し込んだ個人及び団体は、申込者に入会承認通知証が到着し、当NPO法人が年会費の入金が確認できた時に会員資格を有する。

当NPO法人の目的に賛同し、活動に積極的に参加できる者。

当NPO法人の目的に賛同し、支援できる者。

当NPO法人の活動を営利目的としない者。

会員資格の譲渡、貸与、売買、質入等をしない者。

第7条 (変更の届出)

会員は住所その他当NPO法人への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の届け出を

行うこととする。

なお姓の変更は、婚姻などによる変更等当NPO法人が承認した場合を除き変更はできない。

第8条（会員の更新）

会員の資格喪失がない限り、毎年8月～9月に翌年度会費請求書を発行し、払込期日までに年会費の入金が確認できた時をもって自動的に更新する。

第9条（会員の資格喪失）

会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1） 退会届の提出をしたとき。
- （2） 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3） 正当な理由無く会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- （4） 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1） 当会員規約等に違反したとき。
- （2） 当NPO法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（会員規約の変更等）

本規約は当NPO法人定款に基づき、会員の事前承認なしに追加、修正、変更されることがある。

第13条（拠出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第14条（準拠法と管轄裁判所）

本規約は、日本法を準拠法として、それに基づいて解釈されるものとする。

会員と当NPO法人の間で訴訟の必要が生じた場合、当NPO法人の本所所在地を管轄する裁判所を会員と当NPO法人の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（信義誠実）

本規約に定めのない事項に関しては、会員と当NPO法人間で信義誠実を基本とし、互いに善処するものとする。